

集合住宅等における下水道使用料の徴収誤りについて

市内の集合住宅等におきまして、下水道に排水されていないものについて、誤って下水道使用料を徴収していたことが判明しました。

今後、速やかに下水道使用料の賦課を中止するとともに、対象者へ説明し還付手続きに入らせていただきます。

関係するみなさまには、多大なるご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

1 原因

下水道使用料を請求するための基礎データとなる水栓情報の料金システムへの入力処理にあたり、現地の確認が不十分であったことが原因です。

2 誤徴収の件数等

- (1) 箇所数 集合住宅などの共用栓や散水栓など109か所
- (2) 対象者 49使用者
- (3) 還付金額 2,542,956円

3 還付等の対応について

誤徴収した下水道使用料について、地方自治法に基づき5年分を還付します。

今後、下水道使用者や管理組合などの還付対象者のみなさまにお詫びし、速やかに還付手続きを進めます。

4 再発防止策

現地の状況確認の徹底、水道と下水道の相互チェックの徹底、届け出書類の確認の徹底を図り、再発防止に努めます。

なお、今回の還付金の手続きで、市役所や上下水道局の職員が、ATM 操作をお願いしたり、キャッシュカードを預かることはありませんので、不審な電話等にはご注意ください。ご不明な点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

上下水道局 生活排水課

所在地/〒510-0076 三重県四日市市堀木一丁目3番18号(上下水道局1階)

電話番号/059-354-8221 FAX/059-354-8375 E-mail/ seikatsuhaisui@city.yokkaichi.mie.jp